

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱

令和3年5月24日

保健福祉局医務監決裁

(通則)

第1条 札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金（以下「補助金」という。）については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号。以下「規程」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、即応病床を用意して新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関が行う、医療従事者等の心身の負担に対するケアや職務環境の改善を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 陽性患者 新型コロナウイルス感染症について、既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者をいう。
- (3) 即応病床 北海道が定める病床確保計画のフェーズに基づき、市より陽性患者の発生・受け入れ要請があった場合、空床にしておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させること等により、即時に陽性患者の受け入れを行える病床をいう。
- (4) 重症病床 上記のうち、ICU（集中治療室）またはHCU（高度治療室）等、重症者を受け入れる病床をいう。
- (5) 医療従事者等 医師・看護師等の医療専門職以外も含み、新型コロナウイルス感染症患者の対応業務に携わる者をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は即応病床を有している医療機関として、市長が別に定めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 当該補助事業の対象経費に対して、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 補助額については、別表に定める補助金の単価に、即応病床数及び重症病床数をそれぞれ乗じ、合算して得た額を交付上限額とする。

- (1) 陽性患者の対応を行う医療従事者等に対する手当・慰労金
- (2) 医療従事者等の新規職員雇用にかかる人件費
- (3) その他、医療従事者等の職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費

3 補助の対象経費は、第2項より算出された額の合計と、対象経費の実支出額のいずれか小さい額とし、補助対象とする経費の発生期間は市長が別に定める。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める必要書類を添えて、市長に交付申請書(様式1)を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付又は不交付決定)

第7条 市長は前条第1項に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条に基づき予算の範囲内で交付すべき補助金の額を決定し、第8条に掲げる条件その他必要な条件を付して、交付決定通知書(様式2)により、補助事業者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、不交付決定通知書(様式3)により、補助事業者に通知しなければならない。

(交付条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件をいずれも付すものとする。

(1) 市長は、交付申請書の内容に虚偽が判明した場合その他市長が交付を不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。

(3) 交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(変更承認)

第9条 補助事業者は第7条の規定による通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長に変更承認申請書(様式4)を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは変更の承認を決定し、変更承認通知書(様式5)により通知しなければならない。

(中止承認等)

第10条 補助事業者は第8条又は前条第3項による通知を受けた後、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に中止(廃止)承認申請書(様式6)を提出しなければならない。

2 市長は、前項による中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは中止の承認を決定し、中止(廃止)承認通知書(様式7)により通知しなければならない。

3 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、市長に実績報告書（様式 8）を提出しなければならない。

2 第 1 項に規定する書類の提出期限は、別に市長が定めるものとする。

(補助金の確定)

第 12 条 市長は前条の規定による実績報告を受理したときは、報告書等の書類の審査を行い、補助金の交付決定又は変更承認の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で補助金額を確定し、交付確定通知書（様式 9）により通知しなければならない。

(補助金の精算交付の申請)

第 13 条 第 6 条及び第 11 条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合にあつて、精算交付を受けようとする者（以下「精算交付申請者」という。）は、補助金交付申請兼実績報告書（様式 10）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第 8 条に掲げる条件その他必要な条件を付して、第 5 条に定める上限額の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書（様式 11）により精算交付申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、第 11 条の規定による補助金額の確定通知後、速やかに補助金を交付しなければならない。ただし、補助金額の確定通知前であっても、規程第 8 条に基づき、補助事業者からの申出により交付することが適切と認めるときには、一括又は分割して概算額を交付することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第 16 条 補助事業者は、第 8 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 17 条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に際し必要な事項は、保健福祉局医務監が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

基準単価
500,000 円/床 ただし、重症病床は 1,000,000 円/床

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(補助事業者) 所在地

医療機関名称

代表者職氏名

(法人の場合は、代表者の職及び氏名)



札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付申請書

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金の交付について、札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付資料
・様式1 別紙

3 交付方法 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	概算払い
<input type="checkbox"/>	精算払い

による交付を希望する。

(備考)

1) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付申請内訳書

医療機関名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者	

1.交付上限額

即応病床内訳	床数	単価	上限額(円)
重症病床		1,000,000	0
上記以外の病床		500,000	0
		小計	0

2.補助対象経費

即応病床内訳	算出額(円)
手当・慰労金	
新規職員雇用にかかる人件費	
職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費	
	小計

3.交付申請額 (円)

0

4.添付書類

- ・手当・慰労金等支給の積算書類
- ・新規職員雇用に要する人件費の内訳
- ・慰労金の給付にあたって振込手数料を要する場合の見込み額
- ・職務環境の改善・福利厚生にかかる経費の明細
- ・その他参考書類

(備考)

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(様式2)

第 号
年 (年) 月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付決定通知書

先に交付申請のありました「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金」について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額は次のとおりとする。

交付額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

2 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 事業終了後、実績報告書を作成し、市長あて提出すること。
- (3) その他、「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱」に定める事項を遵守すること。
- (4) 交付確定額が概算払い額を下回る場合、その差額について別に市長が定める日までに返還すること。

事務担当

(担当者)

(連絡先)

(様式3)

第 号
年 (年) 月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
不交付決定通知書

先に交付申請のありました「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金」について、下記の理由から不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

事務担当

(担当者)

(連絡者)

(様式4)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(補助事業者) 所在地

医療機関名称

代表者職氏名

(法人の場合は、代表者の職及び氏名)



札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定された札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金について、札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更承認申請額 円

2 変更理由

3 添付資料

・様式4 別紙

(備考)

1) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金変更承認
申請内訳書

医療機関名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者	

1. 交付上限額

即応病床内訳	床数	単価	上限額(円)
重症病床		1,000,000	0
上記以外の病床		500,000	0
小計			0

2. 実費相当分

即応病床内訳	算出額(円)
手当・慰労金	
新規職員雇用にかかる人件費	
職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費	
小計	0

3. 交付申請額 (円)

0

4. 添付書類

- ・手当・慰労金等支給の積算書類
- ・新規職員雇用に要する人件費の内訳
- ・慰労金の給付にあたって振込手数料を要する場合の見込み額
- ・職務環境の改善・福利厚生にかかる経費の明細
- ・その他参考書類

(備考)

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(様式5)

令和 年 (年) 第 号
月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
変更承認通知書

先に交付決定した札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金について、 年 月 日付けで提出された札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金変更承認申請書により、下記のとおり変更承認を決定したので通知します。

記

1 交付決定額は次のとおりとする。

金 円

2 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 事業終了後、実績報告書を作成し、市長あて提出すること。
- (3) その他、「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱」に定める事項を遵守すること。
- (4) 交付確定額が概算払い額を下回る場合、その差額について別に市長が定める日までに変換すること。

事務担当

(担当者)

(連絡者)

(様式6)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(補助事業者) 所在地

医療機関名称

代表者職氏名

印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金にかかる
中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定された札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金について、札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり中止(廃止)したいので申請します。

記

1 中止(廃止)理由

(備考)

1) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

捨印

(様式7)

第 号
令和 年 (年) 月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

**札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
中止（廃止）承認通知書**

先に交付決定した札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金について、 年 月 日に提出された札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金（廃止）承認申請書により、中止（廃止）承認を決定したので通知します。

事務担当

(担当者)

(連絡者)

(様式8)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(補助事業者) 所在地

医療機関名称

代表者職氏名

(法人の場合は、代表者の職及び氏名)



札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金実績報告書

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金の交付について、札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱第11条第1項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

なお、当該報告による補助対象経費については、他の補助金等と重複して申請を行うものではないことを誓約します。

記

1 補助金事業実績額 円

2 添付資料

- ・様式8 別紙
- ・口座振替申出書

(備考)

1) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金実績報告内訳書

医療機関名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者	

1. 交付上限額

即応病床内訳	床数	単価	上限額(円)
重症病床		1,000,000	0
上記以外の病床		500,000	0
		小計	0

2. 実費相当分

即応病床内訳	算出額(円)
手当・慰労金	
新規職員雇用にかかる人件費	
職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費	
	小計

3 実績報告額

0

4. 添付書類

- ・手当・慰労金等を支給した際の証拠書類
(個人ごとの振り込みの記録や現金で給付した場合の受領簿など給付額がわかるもの)
- ・新規職員雇用に要した人件費の内訳
- ・慰労金の給付にあたって振込手数料を要した場合の、振込手数料がわかる書類
- ・職務環境の改善・福利厚生にかかる経費の明細

※留意事項

- ・各支出区分毎に、領収証等の支出金額がわかる書類の写しを添付してください。
- ・確定額が交付決定額を下回る場合で、すでに概算交付している場合は、差額を返還いただくこととなりますため、ご注意ください。
- ・確定額が交付決定額を上回る場合、事前に変更承認手続きが必要となります。

(備考)

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(様式9)

第 号
年 (年) 月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
交付確定通知書

先に交付申請のありました「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金」について、下記のとおり交付を確定したので通知します。

1 補助額は次のとおりとする。

なお、補助金は以下の額を本通知書の送付日から30日以内に交付する。

金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

事務担当

(担当者)

(連絡先)

(様式10)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(補助事業者) 所在地

医療機関名称

代表者職氏名

(法人の場合は、代表者の職及び氏名)



**札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
交付申請兼実績報告書**

このことについて、次のとおり事業を実施したので
札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金交付要綱第13条
第1項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、関係書類を添えて申請及び報告します。

なお、当該報告による補助対象経費については、他の補助金等と重複して申請を行うもの
ではないことを誓約します。

記

1 補助金申請額 円

2 添付資料

- ・様式10 別紙
- ・口座振替申出書

(備考)

1) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
交付申請兼実績報告内訳書

医療機関名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者	

1. 交付上限額

即応病床内訳	床数	単価	上限額(円)
重症病床		1,000,000	0
上記以外の病床		500,000	0
		小計	0

2. 実費相当分

即応病床内訳	算出額(円)
手当・慰労金	
新規職員雇用にかかる人件費	
職務環境の改善・福利厚生等にかかる経費	
	小計

3. 補助金申請額

0

4. 添付書類

- ・手当・慰労金等を支給した際の証拠書類
(個人ごとの振り込みの記録や現金で給付した場合の受領簿など給付額がわかるもの)
- ・新規職員雇用に要した人件費の内訳
- ・慰労金の給付にあたって振込手数料を要した場合の、振込手数料がわかる書類
- ・職務環境の改善・福利厚生にかかる経費の明細

※留意事項

- ・各支出区分毎に、領収証等の支出金額がわかる書類の写しを添付してください。

(備考)

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(様式 11)

第 号
年 (年) 月 日

補助事業者名称

代表者職氏名

札幌市長 印

札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金
交付決定兼交付確定通知書

先に申請及び報告のありました「札幌市新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関従事者緊急支援補助金」について、下記のとおり交付を決定及び確定したので通知します。

1 補助額は次のとおりとする。

なお、補助金は以下の額を本通知書の送付日から 30 日以内に交付する。

金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

事務担当

(担当者)

(連絡先)